

今月の視点

警察活動に協力する医師の部会（仮称）について

理事 香田 和宏

総論

平成 27 年 1 月 10 日、日本医師会館において都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会（仮称）」連絡協議会・学術大会が、全国組織化の第一歩として開催された。長年、警察の検視に立ち会い献身的な取組みをされていた日本警察医会が発展的解散を選択された。

会の冒頭にあたり、横倉会長が「医師は、病気を治し、健康を守ることを目的とし、崇高な理念と職業倫理の裏付けられた職業であることは今更言うまでもない。近年においては、社会や文化の面から特別に認められた資格に基づいて、医療だけではなく社会的な責務が課せられている。公益性に資することにさまざまな役割があるが、中でもお亡くなりになった方の死因を明らかにする検案という仕事は、東日本大震災における検案活動から近年、その重要性が認識されている。生存されている患者さんの治療が大切であることは当然であるが、ご遺体に対して、死亡の原因を正確に調べご遺族の方へ伝える、あるいは何らかの治験を社会へ還元することも亡くなられた方に対する最後の医療という大変公益的な性質を持つ」と挨拶された。

以前より、各方面から大規模災害などが発生した場合の要請に応えるための組織化を進めるべきとの声が上がリ、これに応える形で日医が日本警察医会関係者と協議を重ね、当協議会を開催する運びになった。また、近年、政府は犯罪死見逃しを問題視し、制度の見直しに着手した。日医も警察庁による「犯罪の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」等の報告を受けて

議論を重ねて平成 24 年 6 月に死因究明二法（死因身元調査法、死因究明等推進法）が成立した。死因究明等推進法は死因究明及び身元確認の理念と基本施策を規定したものである。これに基づき平成 26 年 6 月に政府が閣議決定した死因究明等推進計画は、わが国初の死因究明を体系的に規定した法律であった。同法では、都道府県に「死因究明等推進協議会」（仮称）を設置し、具体的な実施体制は各地方の実情に応じて議論する旨、最終的には各自治体に投げられた。また、同計画には当面の重要施策として 8 項目が挙げられ、その第一が法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的機関の全国的な整備であった。このため、日医においても検案に係わる研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなど全国的な組織化を行い、警察との検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワークを強化することが明記された。これも先導役を担うこととなった。

「警察活動に協力する医師の部会（仮称）」の設置状況について

日医は、警察活動に協力する医師の組織化は重要であるとの再認識から、以下の要点を挙げている。

○各都道府県医師会に警察活動に協力する医師の部会を設置

○日医で警察活動に協力する医師の部会連絡協議会を開催

○日医に警察活動への協力業務について検討する委員会を設置

○医師会が開催する「死体検案研修」による質の担保

日医は、平成 26 年 6 月に全国組織化に向けて現状把握のため都道府県医師会を対象としてアンケート調査を行った。全医師会から回答があり、既に部会を設置しているのは 24 医師会、設置予定が 16 医師会、未定が 7 医師会であった。部会の構成は、実働している医師、医師会員全員、独自の基準などさまざまであった。設置済みと回答した 24 医師会のうち、13 医師会は実働している医師、6 医師会は医師会全員、5 医師会は独自の基準により構成されていた。

日医の松本常任理事は「最も検討しなければならないのが、既存の警察医会と医師会との組織が存続してこれから部会としてまとまっていく地域における対応の問題である。日医としては、各地域の実情を勘案して、すぐに一本化が難しい場合には医師会内に連絡窓口を設けていただき、ここを通じて既存の警察医会との連携がスムーズに取れるよう配慮いただければと考えている。」と述べられた。

当県の経緯

当県では元山口県医師会長 藤原 淳 先生のご英断のもと平成 18 年 6 月に設立し、山口県医師会警察医会長に天野秀雄 先生が指名されて現在に至っている。これまでの道のりは決して平坦なものではなかったことは容易に想像できる。山口大学法医学教室教授の藤宮龍也 先生と山口県医師会で検討を重ねてこられた賜物であると思われる。

その後、技術等の習得やレベルの底上げを図るためにシリーズ化した講習会及び実地での訓練も企画された。実地訓練は、6 年前から警察、医師会、歯科医師会、自衛隊その他関係団体合同により多数の死者を伴う大規模災害時における合同訓練が開催されている。災害時において、まず現場ではトリアージなどにより、助けることができる命を救っていくという最大の任務がある。それとは逆に、助けることができなかつた多数のご遺体に向き合う必要があり、検死は必要不可欠である。救

命に対する訓練も当然必要であることは言わずと知れたことだが、ご遺体に対する尊厳、ご家族のもとにお返しする訓練も重要になると思われる。

まとめ

山口県医師会警察医会前副会長の松井 健 先生が本会報平成 18 年 7 月号に下記の通り考察を述べられている。

1984 年 2 月に日本で最初の試みとして「群馬県警察医会」が内科・外科・歯科の医師 150 名で結成された。これは県警本部が上越新幹線、関越自動車道の開通、温泉地開発などでの大規模災害の発生に対応するため直結された組織が必要と判断されたためであった。その結成 1 年半後の 1985 年 8 月 12 日、お盆の帰省で満席だった日航機が群馬県の御巢鷹山に墜落、500 例を超す死体検案が必要となる事例が起きた。

『墜落の夏―日航 123 便事故全記録―』吉岡 忍 著（新潮文庫）によると、死体検案は困難を極めたとある。きれいであったご遺体は 10 例程度で、その他のご遺体は損傷が激しく、手足、体幹はバラバラで、また、火傷も激しく指紋も取れないような状態の中、1 人の個人にまとめるのは想像をはるかに超えた、とある。御巢鷹山は長野県と群馬県の県境にあり、当時、長野県には警察医会がなかったため、もし長野県内で墜落していれば、その対応はさらに混乱をきたしたことだろう。組織が存在したからこそ、その任務は困難を極めたものの、いち早く対応できたわけであり、このことから体制作りの必要性が良く分かる。

当県の現状において組織作りは、当時の担当常任理事で現在、監事の藤野俊夫 先生から佐々木美典 先生へ引き継がれ設立に至った。その前から警察本部、山口大学法医学教授も警察医会設立に前向きであったが、どういうわけか医師会の決断に時間がかかったようである。

組織作り、検案にあたってのレベルアップは大規模災害に対する大変重要な備えであるが、特に東日本大震災を経て死因究明が非常に重要視されてきた。今後どのような災害が起こるかわからないが、南海トラフ地震に対する計画は必要と思われる。

平成 29 年 6 月、第 100 回山口県医学会総会が開かれ、特別講演として山口大学副学長で山口大学応用衛星リモートセンシング研究センター長の三浦房紀 先生が「大規模災害から命を救いたい～衛星リモートセンシングの可能性～」と題して講演された。この中で、これから起こる南海トラフ地震について触れられたが、2017 年 1 月 1 日時点で 30 年以内に発生する確率は 70% 程度、規模は M8～9 クラスで、津波の高さは高知県黒潮町で 34.4m、山口県山陽小野田市の一部で 5m 以上が襲来し、山口県の被害想定は死者 614 人（うち津波で 582 人）と想定されているとのことだった。しかし、衛星から光学センサー、マイクロセンサーで測定し、地震や津波の大きさや被害状況をビッグデータとして取り扱うことにより、津波の到達時間や大きさをシミュレーションでき、対策を立てることにより多くの命を救うことが可能になるとのことである。

こうした研究や日頃からの災害に対する訓練が、想定死者数を減少させていくことにつながると思うが、ただ、どうしても避けることのできない不慮の死に対しても向き合っていかななくてはならない。

山口県は甚大な被害が予想される高知県と、DMAT 等派遣についての協定を締結しているが、実際に発生すればかなりの混乱が予想される。まず、助けることができる命を救うことが大切であることはいうまでもないが、その後には亡くなられた人の検死も重要になってくるわけで、果たして高知県のみで対応できるものか疑問である。

防府医師会の周防 拓 先生が市の医師会報に書かれているが、県内での死体検案件数は、毎年約 2,500 件あるようで、今後さらなる検案に対応できるだろうか？これに対して警察医会の天野会長にこの件について投げかけたところ「要請があればいつでも行くよ」という心強いお言葉が返ってきて安心した次第である。だからこそ今後の警察医会の活動に厚い信頼を寄せるとともに感謝の意を表したい。

県下唯一の医書出版協会特約店

医学書専門 井上書店
看護学書

〒755-8566 宇部市南小串2丁目3-1(山口大学医学部横)
TEL 0836(34)3424 FAX 0836(34)3090
[ホームページアドレス] <http://www.mm-inoue.co.jp/mb>
新刊の試覧・山銀の自動振替をご利用下さい。

多くの先生方にご加入頂いております！

お申し込みは
随時
受付中です

医師賠償責任保険

所得補償保険

団体長期障害所得補償保険

傷害保険

詳しい内容は、下記お問合せ先にご照会ください

取扱代理店	山福株式会社 TEL 083-922-2551
引受保険会社	損害保険ジャパン 日本興亜株式会社 山口支店法人支社 TEL 083-924-3005

損保ジャパン日本興亜